

内視鏡検査における鎮静剤使用(意識下鎮静法)に関する説明・同意書

1. 目的

上部消化管内視鏡検査では咽頭部に、下部消化管内視鏡検査では肛門部に局所麻酔薬を使用し、表面麻酔を行った上で検査をさせていただいておりますが、表面麻酔だけで内視鏡検査を行うと、苦痛を伴われる方もおられるのが実情です。そこで、希望される患者様には経静脈的に鎮静剤を投与したうえで、内視鏡検査を施行させていただいております。鎮静剤を使用することによって、検査中の意識レベルが低下し(眠くなり)検査を楽に受けることが期待できます。

2. 方法

検査前に点滴を施行し、検査時に点滴のルートを利用して鎮静剤を静脈内に注入します。

3. 偶発症

鎮静剤は催眠効果があり、検査を楽に受けることができる一方、呼吸機能や心機能を低下させる作用もあり、日本消化器内視鏡学会が調査した全国集計(2004年)によると前投薬における偶発症の発生率は0.0059%、死亡率は0.00010%で、その半数以上が心肺系の偶発症とされています。

但し、検査中は血圧計や酸素飽和度等のモニター管理を行いながら偶発症の発症予防につとめ、万一、偶発症が発生したときには最善の処置を致します。

鎮静剤使用を希望される方へのお願い

鎮静剤の効果により、約1日程度は眠気やフラフラ感が残ることがありますので、当日は絶対に自動車・バイク・自転車の運転等の精密作業はやめてください。また、高齢の方はご家族が付き添ってください。

また、持病によっては担当医の判断で鎮静剤使用を中止することがあります。

年 月 日

浅香山病院 総院長殿

説明医師 _____

私は上記の事項について担当医師より十分な説明を受け、質問する機会を得ました。その内容について十分理解しましたので検査の鎮静剤の使用に同意します。また、検査中に緊急の処置を行う必要が生じた場合は適宜処置されることも同意します。

年 月 日

患者氏名 _____

親族代表者 _____

※本人のサインが難しい場合 (患者との続柄)